

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.9

最近の規制動向（2025 年 10 月～11 月初旬）

=====

«index»

1. 米国におけるストレステストの透明性向上に向けた提案
 2. 米国の銀行規制・監督の緩和に関する動き
 3. AI のモニタリングに関する FSB の報告書
 4. お問い合わせ先
- =====

1. 米国におけるストレステストの透明性向上に向けた提案

米国では、第 2 次トランプ政権の下で、銀行規制・監督の見直しが着実に進んでいる。連邦準備制度理事会（FRB）は 2025 年 10 月、監督上の年次ストレステストの透明性および説明責任の向上を目的とした規則案を公表した。FRB は 2024 年 12 月に、近年の行政法枠組みの変化を踏まえて監督上のストレステストを抜本的に見直す方針を表明しており、2025 年 4 月にはその第 1 弾となる意見募集を実施していた。こうした中で、今回の規則案は、特にストレステストのモデルおよびシナリオの透明性向上を図るための措置を提示している。具体的には、ストレステストのモデルに関する包括的な文書を公開して意見募集に付すことや、シナリオを最終化する前にパブリックコメントを実施することなどが盛り込まれている。また、その一貫として、2026 年の監督上のストレステストで使用するシナリオ案を公表し、一般からのコメントを受け付けている。

今回の提案が最終化された場合、米国の大手銀行にとっては、資本計画における不確実性の低減や予見可能性の向上といったメリットが期待される。他方で、ストレステストの透明性を高める方針については FRB 内部で

も意見の相違があり、慎重な立場も存在する点には留意が必要である。例えば、FRB のバー理事は、モデルやシナリオを開示することはストレステストの弱体化につながる恐れがあるなどとして、今回の規則案に強く反対している。今後、規則案の最終化の過程では、透明性向上がもたらす潜在的な便益とコストのバランスをどのように確保するかが重要な論点になると考えられる。金融機関としては、FRB が今後どのような運用方針を採用するかについて、引き続き注視する必要があるだろう。

2. 米国の銀行規制・監督の緩和に関する動き

米国では、ストレステスト以外の領域においても、複数の規制・監督緩和に向けた動きが相次いでいる。まず、連邦預金保険公社（FDIC）と通貨監督庁（OCC）は、監督プログラムからレピュテーションリスクを除外するための共同規則案を公表し、当局がレピュテーションリスクを理由として金融機関に不利益な措置を講じたりすることを禁止する方針を示した。また、FDIC と OCC は、重要な財務リスクに監督の焦点を当てるための共同規則案も策定している。加えて、連邦銀行規制当局（FRB・FDIC・OCC）は、大規模金融機関向けの気候関連金融リスク管理に関する原則を撤回し、気候関連リスクの監督の方向性を大きく転換する姿勢を示した。

このように、新政権の政策方針を受け、米国の金融当局は規制・監督の見直しや緩和に向けた取組みを積極的に進めている。今後、これらの規則案の最終化や追加的な見直しの動向が、銀行のリスク管理やコンプライアンス体制にどのような影響を及ぼすのか、継続的な注視が必要となろう。

3. AI のモニタリングに関する FSB の報告書

金融安定理事会（FSB）は 2025 年 10 月、「金融セクターにおける AI 導入と関連する脆弱性の監視」と題する報告書を公表した。FSB は 2024 年 11 月に、「AI の金融安定上のインプリケーション」と題する報告書を公表しており、その中でサードパーティ依存、市場の相関、サイバーリスク、モデルリスクとガバナンスの課題など、金融安定性に影響を及ぼしうる複数の脆弱性を特定していた。今回の報告書は、2024 年の報告書を踏まえつつ、各法域の金融当局における AI 導入の監視手法や関連する脆弱性の評価方法に関する調査結果等を取りまとめたものである。

金融当局にとっては、AI 関連のモニタリングのあり方を検討する上で、各法域の事例や FSB による提言が有益な参考情報となるだろう。特に、今回の報告書で示されたモニタリング指標の例については、各法域において今

後導入が検討される可能性がある。また、金融機関にとっても、AI 活用の拡大に伴うリスク管理やガバナンスの高度化を進める上で、報告書で提示された論点や課題が参考になると考えられる。

3. お問い合わせ先

勝藤 史郎

デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社

リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたは拘束せることはできません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーケランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーソス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド(DTTL)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・默示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関する直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.